

定 款

社会福祉法人

淳風福祉会

社会福祉法人 淳風福祉会定款

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

2. 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(ロ) 軽費老人ホームの経営

3. 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ハ) 老人介護支援センターの経営

(ニ) 老人短期入所事業の経営

(ホ) 老人居宅介護等事業の経営

(ヘ) 介護老人保健施設の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人 淳風福祉会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2. この法人は、地域福祉に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービス（介護保険サービスに係る利用者負担軽減等）を積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を岡山県岡山市南区箕島3566番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く

(評議員の選任及び解任)

- 第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
2. 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 2 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。
 3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 任期満了までに退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 3. 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

- 第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) 公益事業に関する重要な事項

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で選任する。

2. 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

4. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5. 第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上8名以内

(2) 監事2名以内

2. 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3. 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第 21 条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3. 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の業務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産、公益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

岡山市南区箕島字小松露	3566-1	7777.23 平方メートル
同 上	3664	5064.00 平方メートル
同 上	3662-2	163.00 平方メートル
同 上	3666-1	343.00 平方メートル
同 上	3670-3	1020.40 平方メートル
岡山市南区箕島字岩渚	3701-1	2448.55 平方メートル
同 上	3701-6	929.00 平方メートル
岡山市南区箕島	3567-4	454.35 平方メートル

岡山市南区箕島字小松露	3570	195.00 平方メートル
同 上	3571	323.00 平方メートル
岡山市南区箕島字岩渕	3572	102.00 平方メートル
同 上	3573	354.00 平方メートル
岡山市南区箕島字小松露	3670-2	196.54 平方メートル
岡山市南区箕島	3569-2	501.71 平方メートル
岡山市北区万成東町	1046-1	666.00 平方メートル
同 上	1046-17	666.00 平方メートル
同 上	1046-18	666.00 平方メートル
岡山市南区箕島	3542-15	134.58 平方メートル
岡山市北区万成東町	1046-13	429.00 平方メートル
同 上	1047-8	499.00 平方メートル
同 上	1046-9	748.00 平方メートル
同 上	1046-14	70.00 平方メートル
同 上	1047-1	19.53 平方メートル
同 上	1047-15	174.00 平方メートル
同 上	1047-16	401.00 平方メートル
同 上	1047-19	10.00 平方メートル
同 上	1047-20	8.83 平方メートル
都窪郡早島町大字若宮	3541-4	283.89 平方メートル
同 上	3541-18	221.74 平方メートル
岡山市南区箕島字小松露	3491-6	6010.15 平方メートル
岡山市南区箕島字小松露	3491-7	12554.51 平方メートル
岡山市南区箕島字小松露	3605-2	351.00 平方メートル
計		43785.01 平方メートル

(2) 建 物

岡山市南区箕島字小松露外所在

家屋番号 3566 番 1 の 1 老人ホーム

[居室棟・管理棟・デイサービスセンター

在宅介護支援センター]

3,416.76 平方メートル

[和室棟]

53.46 平方メートル

家屋番号 3566 番 1 の 2 老人ホーム

[ショートステイ棟]

84.00 平方メートル

家屋番号 3701 番 5 老人保健ホーム

[老人保健施設]

4,019.30 平方メートル

家屋番号 3669 番 老人ホーム

[ショートステイ棟及び多目的ルーム]

553.42 平方メートル

家屋番号 3670 番 9 老人ホーム

[デイサービスセンター]

100.00 平方メートル

家屋番号 3670 番 3 老人ホーム

[グループホーム]	274.55 平方メートル
家屋番号 3491 番 6 老人ホーム	
[居室棟・ショートステイ棟・管理棟]	2,422.08 平方メートル
家屋番号 3491 番 7 老人福祉施設	6,811.22 平方メートル
[特別養護老人ホーム・デイサービスセンター・在宅介護支援センター]	
岡山市北区万成東町外所在	
家屋番号 1046 番 1 老人ホーム	
[ケアハウス・特別養護老人ホーム・在宅複合型施設]	
	7,764.86 平方メートル
計	25,499.65 平方メートル

3. その他の財産は基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
4. 公益事業用財産は、第 36 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、岡山市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岡山市長の承認は必要としない。
- 1 独立行政法人 福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - 2 独立行政法人 福祉医療機構と協調融資（独立行政法人 福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
 - 3 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を岡山市長に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく岡山市長に届け出るものとする。

(資産の管理)

- 第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
 3. 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 31 条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了する間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を、報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
 - (2) 生活支援通所サービス
 - (3) 生活支援訪問サービス
2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解 散)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第 39 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岡山市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岡山市長に届出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、社会福祉法人淳風福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 41 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	原 義 人
理 事	武 鐘 和夫
”	原 勇
”	柘 本 辰郎
”	則 武 駒一
”	岡 室 甫
”	森 田 善雄
監 事	原 悦 次
”	河 合 慶三

2. 昭和58年 1月29日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ、理事1名増員)
3. 昭和58年 3月26日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ)
4. 昭和59年 5月31日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ)
5. 昭和60年 5月18日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ、基本財産の処分の項中の改正)
6. 昭和60年 11月22日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ、基本財産処分承認)
7. 昭和61年 3月26日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ)
8. 昭和62年 5月29日 定款一部変更
(第二種社会福祉事業の新設及び基本財産繰り入れ)
9. 昭和62年 6月29日 定款一部変更
(社会福祉事業法の改正に伴い字句の改正)
10. 昭和63年 5月30日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ)
11. 昭和63年 11月 1日 定款一部変更
(第二種社会福祉事業の新設)
12. 平成 元年 1月14日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ、評議員会の設置)
13. 平成 2年 3月30日 定款一部変更
(第一種社会福祉事業の新設及び基本財産繰り入れ)
14. 平成 3年 1月12日 定款一部変更
(常務理事の設置)
15. 平成 3年 5月30日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ)
16. 平成 4年 5月29日 定款一部変更
(法令の一部改正による)
17. 平成 5年 5月28日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ)
18. 平成 6年 3月26日 定款一部変更
(法令の一部改正による)
19. 平成 6年 9月 1日 定款一部変更
(法令の一部改正による)
20. 平成 7年 5月30日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ、法令の一部改正による)
21. 平成 8年 5月31日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ)
22. 平成 8年 12月26日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ)

23. 平成 9年 2月27日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ)
24. 平成 9年 5月22日 定款一部変更
(基本財産の繰り入れ、法令の一部改正による)
25. 平成10年 5月20日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ)
26. 平成11年 5月27日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ)
27. 平成12年 4月 1日 定款一部変更
(介護保険法に伴う指定及び事業の追加・中止)
28. 平成12年 5月23日 定款一部変更
(会長及び顧問の設置・基本財産繰り入れ)
29. 平成12年 8月11日 定款一部変更
(事業の追加及び基本財産の繰り入れ)
30. 平成12年 12月21日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ、定款準則の変更による)
31. 平成13年 5月25日 定款一部変更
(理事・評議員 増員)
32. 平成15年 5月23日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ、定款準則の変更による)
33. 平成16年 5月25日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ、社会福祉・医療事業団の名称の変更による)
34. 平成16年 12月27日 定款一部変更
(定款準則の変更による)
35. 平成17年 5月25日 定款一部変更
(定款準則の変更による)
36. 平成17年 12月27日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ、定款準則の変更による)
37. 平成18年 12月21日 定款一部変更
(身体障害者事業の中止)
38. 平成19年 5月26日 定款一部変更
(定款準則の変更による)
39. 平成19年 12月20日 定款一部変更
(基本財産の職員寮を運用財産へ変更)
40. 平成20年 12月25日 定款一部変更
(基本財産の処分)
41. 平成21年 5月21日 定款一部変更
(住所変更及び基本財産の繰り入れ)
42. 平成23年 5月26日 定款一部変更
(土地の合筆及び地積の変更と所在の訂正)
43. 平成26年 9月 4日 定款一部変更
(基本財産繰り入れ、定款準則の変更による)

- 44. 平成29年 4月 1日 定款一部変更
(改正社会福祉法の施行による)
- 45. 平成30年 8月15日 定款一部変更
(公益事業の追加)
- 46. 令和 1年 7月26日 定款一部変更
(基本財産への担保設定の在り方の見直し)
- 47. 令和 4年 4月10日 定款一部変更
(基本財産繰入れによる)